

## 水道料などとは？

われわれ住民の日常生活にもつとも関係が深く、直接、経済面に影響する「水道料」などは、いつたい、どうなるのかね？……

たとえば、合併によつていつぱんにハネ上るようなことはないかね！

水道関係の手数料（抜き）	
種別	料金
申込手数料	1件につき 100円
設計手数料	設計額の100分の3
水道証明手数料	1件につき 50円
督促手数料	1件につき 20円

◆ はい、決してそんなことはありません。特に「水道料」は、ご指摘のように皆さんのお家計にも、すぐひびきますので、当分の間は統一料金とせずに、2市1町現行のままの額ということにしました。なお、その他の関係についても、あまり今までとかわらないことを基本方針にしました。



なるほど！……

## 2市1町それぞれに、 町内会とか、自治会、 町内会などとは？

区といつたような組織をもつているが、どうなるのかね？…それに、運営や、補助金などもまちまちのようだしね！

◆ ご心配はごもつともです。…そうした組織は、もともと強制的につくられたものではなく、自主的につくられるものではあります。実際には、役所と住民皆さんとの連絡上かかすことのできない重要な役目を果してくれています。それゆえに、十分ではありませんが、補助をするかたちを各市町とともにとつきました。そこで、

- (1) 一応は、いまの単位組織のまま運営することとし、適当な時期に代表者の会合をひらき、円満な協議をする。この場合には、なるべく組織の内容が統一されるように市で指導をする。
- (2) 名称で「本町」というような2市1町に全く同じか、或いはよく似た名前がありますので、関係単位代表者の会合をもち、そのかたがたの意見を尊重してどうしてゆくかを決める。
- (3) 補助については、実質的に今までの2市1町が実施してきた内容を下まわらないよう配慮した統一的な援助をする。
- (4) とても大きい町内と、小さい町内などまちまちだが、将来、「住居表示方式」といふたような新しい制度がしかれた場合にはこうした点を改めてゆく。

と、いよいよ決めました。いずれにしても、市と、町内代表者の方とが十分話し合つて最もよい方法でゆくことになるわけです。

…なるほどね！

## 自治会などとは？

ところで、いろいろと公共的な団体が2市1町にあるわけだが、合併するとどうなるのかね？……

◆ はい！ご指摘のとおり、2市1町にある「公共的」とみなされる団体が実は2百数十団体もあります。このうちで、法律で当然ひとつにならなければならないものはたつた3団体しかあり

ません。そこで、残りの2百数十にも及ぶ団体を内容的に検討してみます。

- (1) 同じ団体だが、市、町別にそれぞれ単位組織をもち独立しているもの
  - (2) 名称はちがうが、目的とか、組織体は全く同じ系統のもの
  - (3) 上記を除き、それぞれ独立しているもの
- などいろいろです。したがつて、法律に基づいた団体を除いては、それぞれの自主性にまかせる以外に適切な方法はありません。しかし、これらの公共的団体も、この「市町の合併」という行政の一体性にむかつて進んでいることをお考え願い、いろ



いろ難しいことがあるとは思いますが、この際なるべく円満な統合をのぞむ……ということにしました。

一部事務組合と  
いうのは、どん  
な組合なんだね？……

◆ はい！市や町が、お互いに協同して組織している組合のことをおいいます。たとえば「教育植林組合」は、吉原市・富士市・鷹岡町で組織していました。結局、2市1町の間だけで組織されていた組合は、合併によつて当然解消することになるわけです。これ以外にごく少数ですが、2市1町以外の市や町と組織している組合はそのまま存続されることになります。

なるほど！……

## 一部事務組合は？

### 読者にお答え

新市名について、その後、吉原市民・富士市民のかたから、ご意見がよせられていますが、現在、協議中の問題でありますので、市名についてのご質問に対しても、しばらく、お答えを差しひかえさせていただきますからご了承下さい。

(事務局)